

静岡県消防施設保守点検業協同組合

活動概要と 官公需受注活動について



令和元年6月18日
理事長 西川 和 宏

○ 本日、お話すること

1 消防用設備等の保守点検とは？ (5分)

2 静岡県プロフィールは？ (5分)



3 組合を設立した理由とは？ (5分)

4 設立～現在の経過は？ (5分)

5 組合のPR・特徴は？ (15分)



6 今の取組は？ (5分)

1 消防用設備等の保守点検とは？

ア 消防法が義務づけた「法定定期点検」

- ・ 毎年「機器点検2回」、「総合点検1回」
- ・ 特定防火対象物(不特定多数等)⇒ 報告(毎年)
- ・ それ以外(1千㎡以上) ⇒ 同上(3年毎)



イ 消防法が定める「防火対象物」に設置の「消防用設備等」に対する保守点検業務

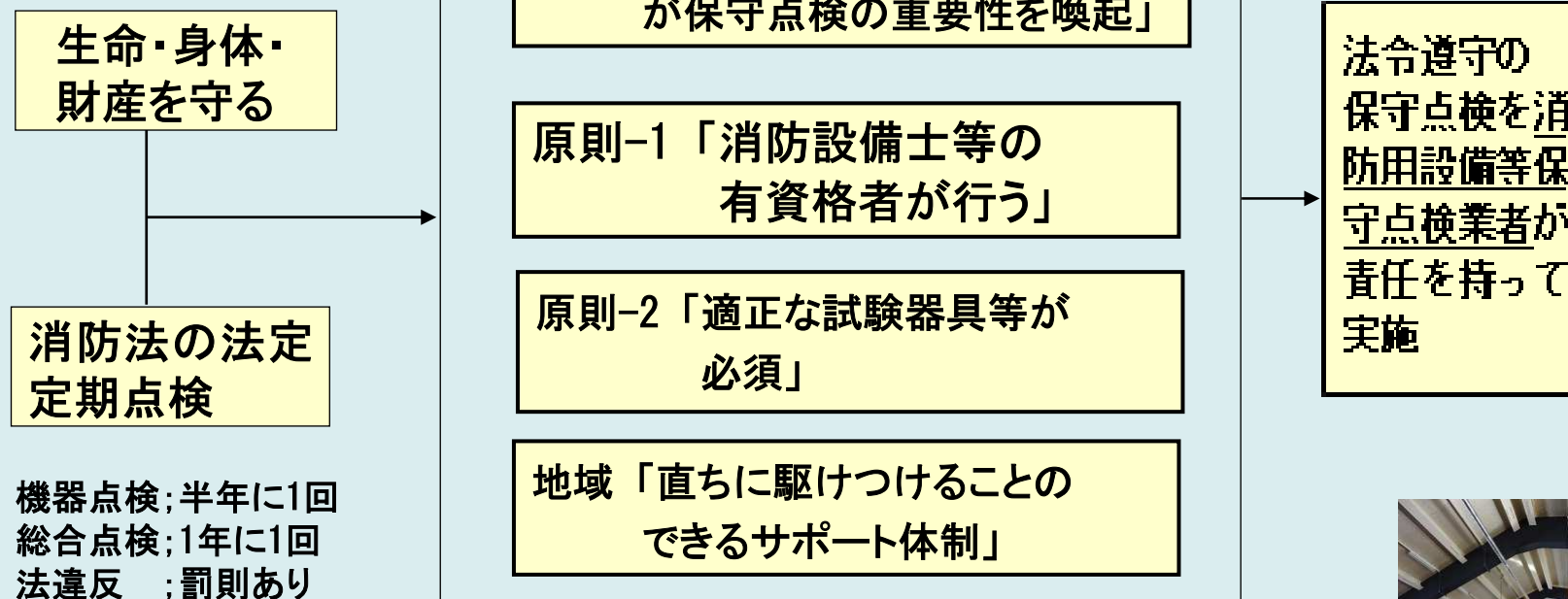
ウ 発注者は「防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)」

エ 受注者は「消防用設備等保守点検業者」 (注;リーフレット)

オ 一般的な委託業務(保守点検)と違う点

- ・ 一定の施設・設備の保守点検は「有資格者」実施が義務づけ
- ・ 保守点検を行う「試験器具等」に定期的な校正等を義務づけ
- ・ 官公需(役所物件)では、委託契約で「原則業務再委託禁止」
- ・ 業法・業界の不存在等のため地域の中小企業者が受注困難

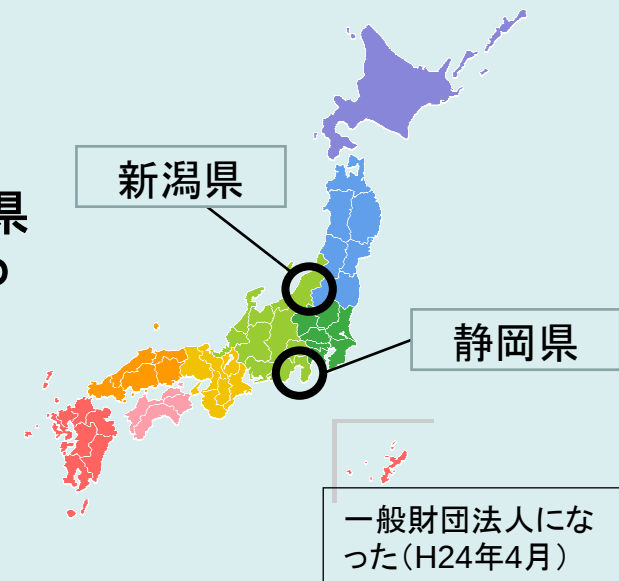
消防用設備等保守点検の業務特性



2 静岡県プロフィールは？

ア 静岡県の概要

- ・人口 375万人(全国10位・3%)、23市12町
- ・面積 7,781Km²(全国13位)、富士山、ものづくり県
- ・海岸線 500km、新幹線停車駅が6駅、政令市2つ
- ・東部(沼津市)、中部(静岡市)、西部(浜松市)
- ・県内総生産・名目 17兆2,924億円(全国10位)
- ・一人当たり県民所得 332万円(全国 6位)



イ 業界の動向(県内)

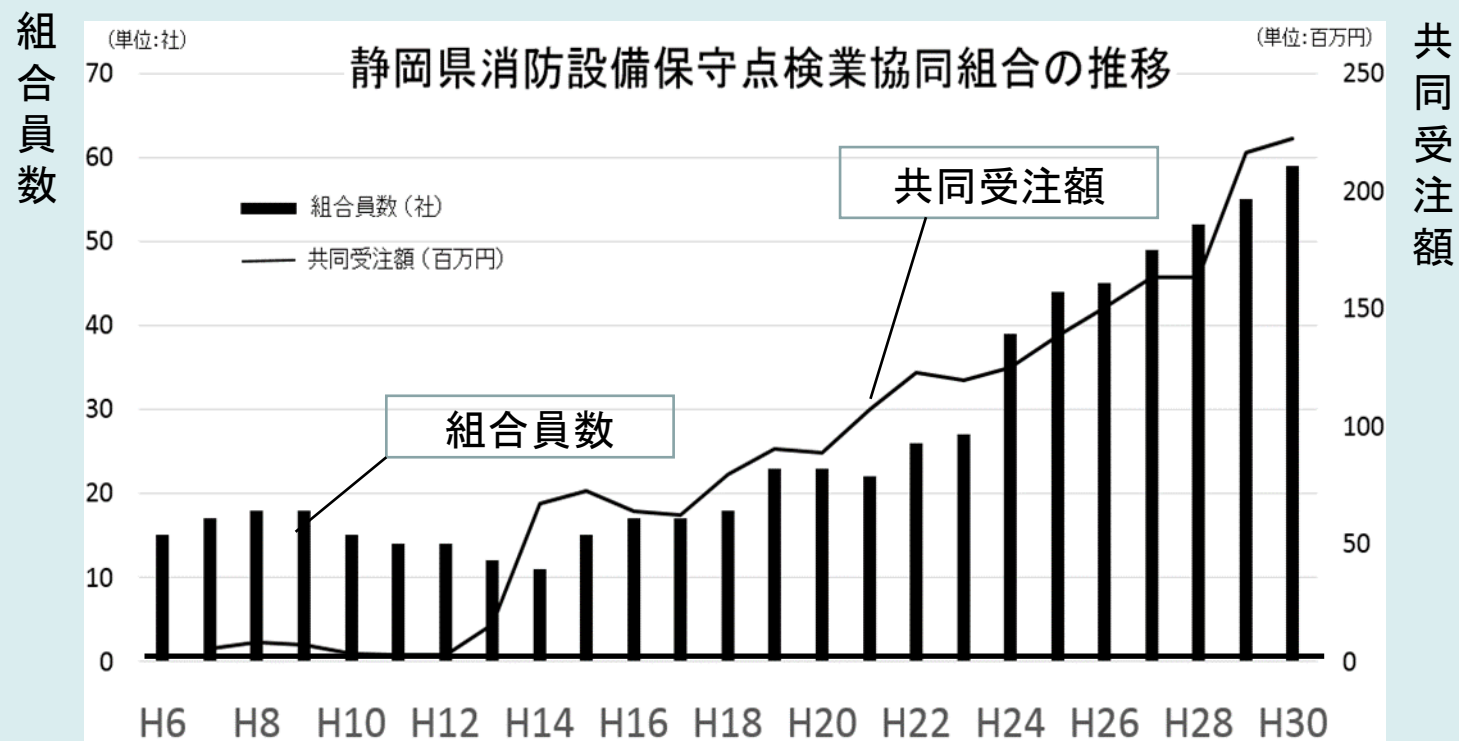
- ・昭和37年(1962年) 静岡県消防機器同業会(消火器屋さん)の設立
- ・昭和48年(1973年) 静岡県消防施設業協会(メーカー含む)の設立
- ・昭和50年(1975年) (財)静岡県消防設備協会(法定研修,登録制度)の設立
- ・平成 6年(1994年) 静岡県消防設備保守点検協同組合⇒ 2018年5月「業」追加
- ・平成13年(2001年) 官公需適格組合の認定(静岡県消防設備保守点検協同組合)

ウ 国の動向

- ・昭和40年(1965年) 消防設備士制度の創設(消防法改正)
- ・昭和42年(1967年) 官公需適格組合制度の創設
- ・昭和49年(1974年) 点検結果報告制度の創設(消防法改正)
- ・平成26年(2014年) 防火設備定期検査報告制度の創設(建築基準法改正)

3 組合を設立した理由とは？

- ア 不適格業者による競争激化への対処
- イ 共同受注組織の設立機運の高まり
- ウ 業界の確立を目指す



4 設立～現在の経過は？

年 度	組 合 の 活 動	静岡県内の動き	全 国 の 動 き
I 基盤づくり			S 40年 消防設備士制度の創設 S 49年 法定定期点検制度の創設
1994～2003 (H6～15)	H 6. 7月 組合設立 H 13.11月 官公需適格組合の認定		H 13年 中央省庁の再編 H 13-18年 聖域なき構造改革
II 継続・発展			
2004～2013 (H 16～25)	H18.12月 組合名称変更 H19年度 国等への要望など H20年度 共同受注額が1億円超 H23.3月 事務所移転(静岡駅近接) H23.3月 個人事業者の加入促進 H24.4月 組合員数が30組合員超 H25年度 消防庁へ報告様式等要望	H23年度 静岡県及び静岡県教育 委員会事務局が入札条 件を改善 H25年度 静岡市教育委員会事務 局一般競争入札に変更	H18-24年度末 消防救急広域化 (～H36年4.1期限延長) H20.9月 リーマンショック H20.12月(～5年間) 公益法人改革 H23.3月 東日本大震災 H24年～ アベノミクス H25.10月 福岡市診療所火災
III 活動の拡大			
2014～2018 (H 26～30)	H26.10月 中小企業団体中央会表彰 H28.4月 賛助会員4社の加入 H28.4月 組合員数が50組合員 H28.1月 県知事表彰(産業) H28.12月 県消防学校講師派遣 (H28年度以降も継続) H29年度 共同受注額が2億円超 H30.5月 組合名称の変更 H30.5月 業法の取組(本格化) H31.2月 消防庁「点検結果報告書 等様式の一部改正」意見 書を提出	H26.3月 静岡県中小企業者の受注 機会の増大による地域経 済活性化に関する条例の 制定・施行 H28.12月 静岡県中小企業・小規 模企業振興基本条例の制 定・施行 H29.3月 県教委が一括発注方式 H29.5月 浜松市教委・磐田市教委 が一括発注方式 H30.5月 県本庁舎一括発注方式 H30.7月 県議会が地方自治法第 99条に基づく意見書	H26.4月 消防庁告示「点検結果 報告書様式に会社名等追加」 H28.1月 日銀がマイナス金利政策 H28.6月 防火設備定期検査報告制 度の施行(建築基準法改正) H28.12月 糸魚川市大規模火災 H29.2月 埼玉県三芳町倉庫火災 H29.12月 さいたま市特殊浴場火災 H30.1月 札幌市下宿火災 H31.1月 消防庁「点検結果報告 書等様式の一部改正」 意見公募

I 基盤づくり(平成6～15年度)

- ・ 組合を設立し、官公需適格組合の認定を受けるなど組合の基盤づくりの時期。

II 継続・発展(平成16～25年度)

- ・ 消防庁など国や県・市へ、法令遵守の徹底や入札制度改善を働き掛けた結果が出て組合活動が発展した時期。



III 活動の拡大(平成26年度～)

- ・ 継続・発展期の成果で組合活動が拡充し、共同受注活動と合わせ、業法や業界の確立を目指す取組を本格化させている時期。



5 組合のPR・特徴は？

- ア 組合員数・出資金； 56組合員、540万円(540口)
- イ 主たる業務； 官公庁の消防用設備等保守点検業務委託
- ウ 実績；
 - 共同受注額 ③〇 2億3,684千円(②9 2億3,960千円)
 - 浜松市教委、県立高校(中西部)、県庁ほか
 - 組合員支払額90%、事務局経費10%(税金,諸経費等)
 - 当期純利益； ③〇 9,093千円(②9 11,030千円)
 - 利用分量配当； ③〇 3,215千円(②9 3,232千円)
- エ 賦課金； 月額7,500円・年90千円(③〇 3,402千円)
- オ 役員体制； 理事長、副理事長(2)、
専務理事、理事(2)、監事(2)
※ 理事のうち弁護士1人
- カ 事務局体制； 常勤2名(事務局長・職員)



キ 組合のPR・特徴

- 1 共同受注業務が「法定業務」⇒法令遵守の主張
- 2 組合の「目的を明確化」⇒成果を組合員に返す
- 3 受注確保に連携して全力で当たる
⇒役員・共同受注委員会・事務局(県OB)・
地域の支援・幹事会社・その社員など
- 4 幹事会社(各物件)が受注活動・配分協議
- 5 提案型共同受注活動の実践
⇒入札方法、報告様式、
防火設備検査(新)
- 6 組合外のつきあい、
組合内の体制づくり



静岡県知事に新年挨拶

6 今の取組は？

ア 配布資料

- 新聞記事「全国組織立ち上げを計画」
- リーフレット4種（消防法の推進、業種・業界、職業ほか）
- 組合25年史（ふじのくに発・官公需適格組合活動）
- 中小企業団体中央会・事例集（抜すい）
- 組合ホームページ基本画面（ブログ/毎日更新ほか）
- 第25回通常総会メッセージ・全文
- 地元新聞記事（産業人材確保、業法、通常総会）

イ 業法関連

保守点検の仕組（未定稿）

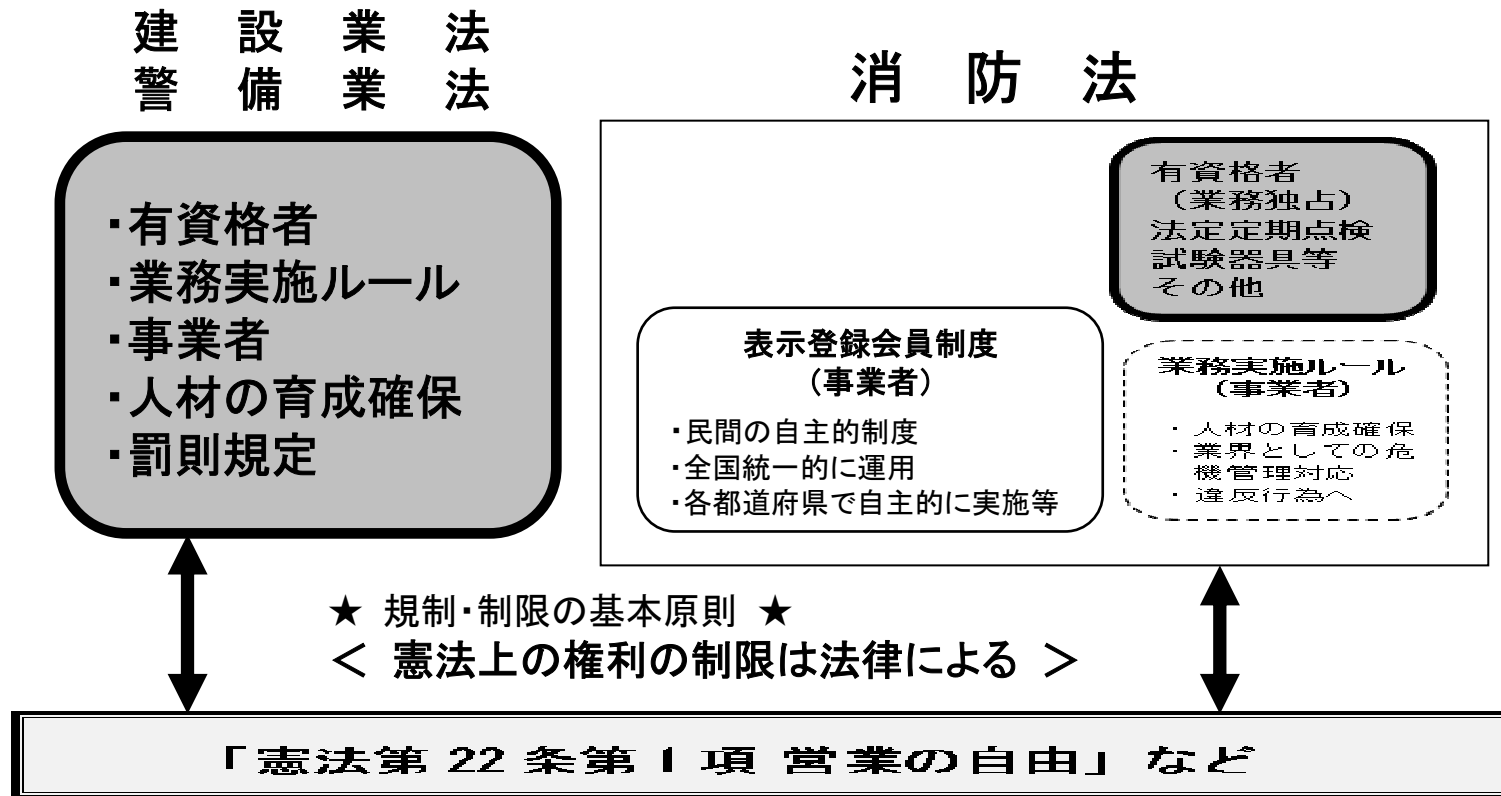
仕事の流れ、現行・消防法

イメージ図、プロジェクト、意見書ほか



消防用設備等保守点検の仕組(未定稿)

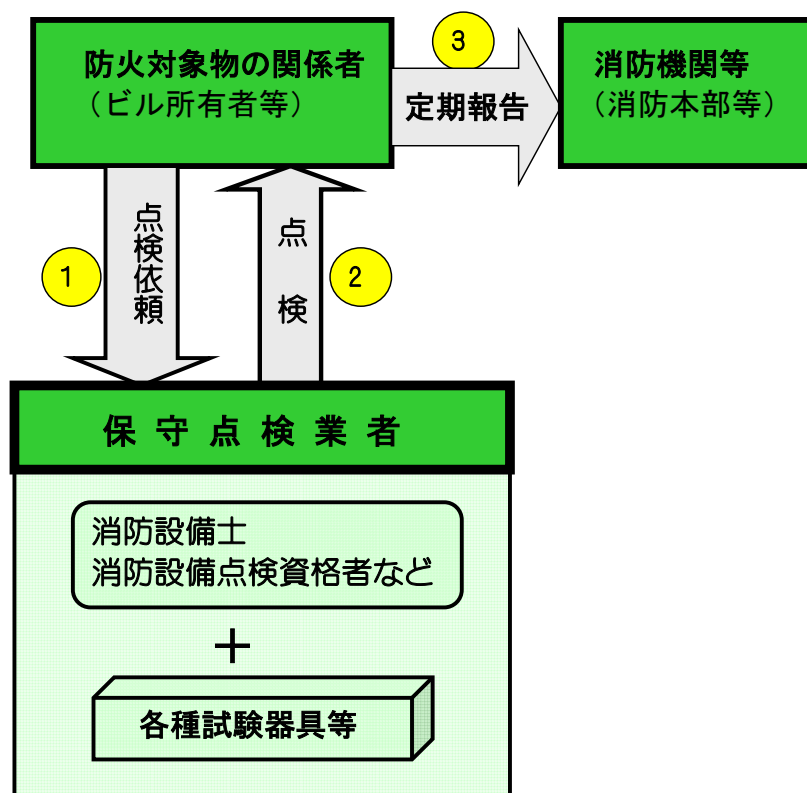
 ... 法律の適用



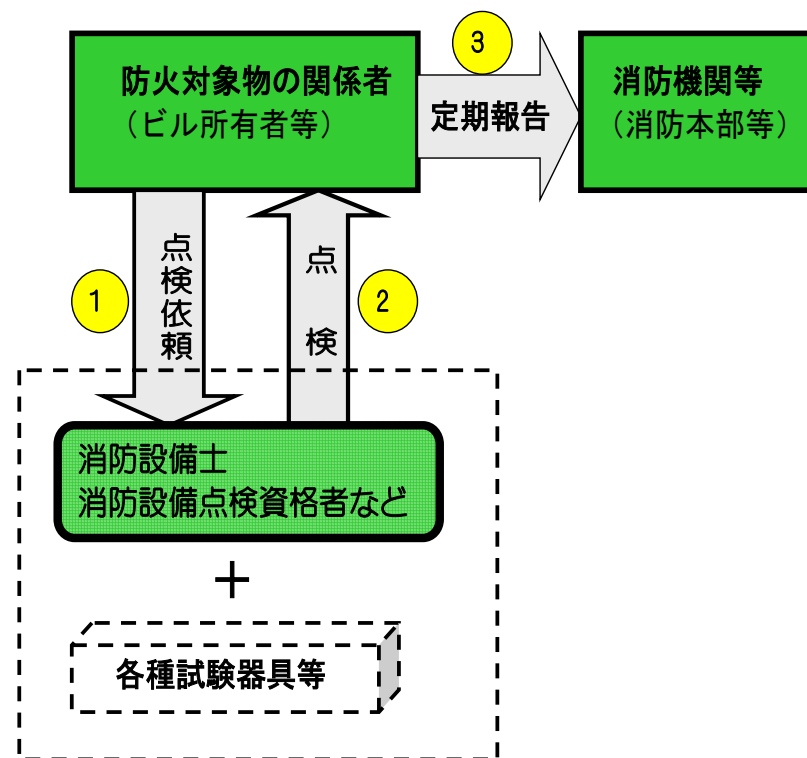
- 不適格業者による適正点検への影響
- 業務再委託禁止ルールの形骸化
- 地域の中小企業者・個人事業者の下請化
- 安値受注の横行
- 現場の声を届ける窓口がない
- 業界としての危機管理体制づくりの遅れ

- 発注者の保護
- 産業人材の確保
- その他 (都市部と地方等)

仕事の流れ



現行・消防法



業法制定の基本取組

業
法

【基本要件】

- 1 目的に公共性があること(大前提＝公共性)
- 2 目的達成に法律が必要であること(代替性)
- 3 今、制定しなければならないこと(緊急性)

【取組要件】

- 1 推進主体の組織力(全般) ※財政力・規模等
- 2 事務方の体制・能力(事務局) ※戦略・人数等
- 3 明確な目標、推進主体における確固たる総意
- 4 全国組織、県内組織(統一された組織等)
- 5 立法側の関与、連携及び支援
- 6 行政側の関与、連携及び支援
- 7 長期的な取組の継続と積み上げの実践

【社会環境】

8 事業及び社会環境の変化

ダンプの横行、役務の品質劣化、杜撰な検査・法令違反検査の摘発、保守点検結果(不具合等)の放置等が深刻化し社会問題化など

9 国民側から安全・安心確保の要求の高まり

有資格者の確保困難・高齢化、瑕疵ある保守点検を原因とする火災の頻発、保守点検業務・業界の再評価、見えないリスク等

10 大都市部(の業界)を柱とした国制度への地方からの改善要望

- ◎ 国の所管省庁
- ◎ 業界団体(全国及び地方)
- ◎ 議員連盟など
- ◎ 業法に基づく監督、人材育成、研修・啓発・広報などの仕組み
- ◎ 業法に係る活動の財源(登録制度・点検済み確認証ラベル・法定研修・新たな資格制度等) など

組合名の変更、広報の強化、全国組織化、社会貢献の実践(県消防学校への講師派遣、県・市町及び消防本部等の連携・協力、災害基本協定の締結、業界としての危機管理体制構築など

<事務局の取組>

- ① 広報紙「組合だより」 → 県内外の団体へ(郵送)、県庁、静岡市、静岡市内の団体へ
- ② 訪問して説明(業法テキスト) → 県消防保安課長ほか
- ③ 静岡県議会の意見書(H30.7.10) → 業法制定の要望が公になった!
- ④ 総務省消防庁への要望へ → 要望を伝える!

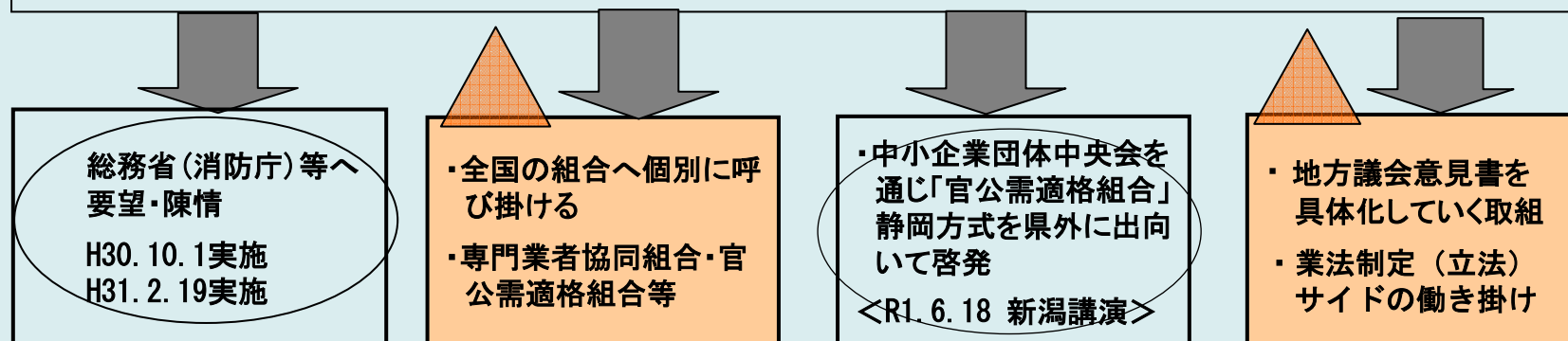
済み



準備



- ◎ リーフレット、イラスト対比資料 → 組合員、発注者、県内外の関係機関の周知・普及
- ◎ 時事通信社 官庁速報・電子版で報道される! → 【インターネット通信網に情報が載った】
- ◎ 県政記者クラブ(全国紙の支局含む)投込み → 新聞に書いてもらう 【新聞記事】
- ◎ 組合HP更新 → Webで情報拡散 → ブログ、QRコード、最新情報等【業法特集・意見書・陳情など】
- ◎ 中小企業団体中央会の広報媒体に載せる → 雑誌掲載【先進事例のパワーポイント資料】



静岡県消防設備保守点検業協同組合 第25回通常総会メッセージ「創立25年、そして未来へ」

わが国が、新たな時代へと歩み始めた令和元年(2019年)5月、静岡県消防設備保守点検業協同組合(以下「組合」という。)は、組合設立から25回目の通常総会開催という節目を迎えています。

(略)

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、設立以来、一貫して自ら課題解決に取り組むだけでなく、現場の実態や改善提案を多く方のご協力やご支援を得ながら、行政等の関係機関へ情報発信し課題解決に努めてきました。

本日、組合は組合設立25年を通過点として、共同受注の拡大・組合員への配分確保、未来における業界の確立及び業法の制定を組合活動の基本に置き、消防法が目的とする火災予防の推進、地域の安全・安心の確保、地域経済の更なる活性化のため、引き続き組合員をはじめ関係の皆様と力強く歩み続けるとともに、県内外の皆様に組合の取組への理解と連携を幅広く呼び掛けていくことを、ここに宣言します。

令和元年5月23日

官公需適格組合
静岡県消防設備保守点検業協同組合
組合員及び組合関係者一同

静岡県議会

(平成 30 年 7 月 10 日全会一致で可決承認)



衆議院議長 内閣総理大臣 消防庁長官

参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 渥美 泰一

消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書

平成 29 年 12 月のさいたま市の風俗ビル火災や平成 30 年 1 月の札幌市の自立支援施設の火災など、多くの尊い人命を奪う火災は後を絶たない。

空気調和設備、電気設備等の建築設備や、警報設備、消火設備等の消防用設備等が年々高度化・複雑化する中、火災による被害を最小限に食い止めるには、火災が発生した際に、消防用設備等がその機能を確実に発揮することが重要であり、それには平時における適正な点検や必要な管理、修繕が不可欠である。

しかし、消防法において消防用設備等の点検実施及び消防署への結果報告に係る規定はあるものの、消防法は消防用設備等の保守点検業に係るいわゆる業法ではないことから、当該業界の所管行政庁はなく、業界を指導・監督する権能もないため、無資格者による点検の実施や点検業務の質の低下が懸念されている。

また、近年、消防用設備等の点検実施に必要な消防設備士などの有資格者の高齢化や若年入職者の減少に伴う将来の担い手不足が懸念され、人材の確保が喫緊の課題となっているが、国等が業法に基づいて担い手の育成や確保の支援を行っている建設業界等とは異なり、当該業界に係る業法がないため、このような取り組みは一向に進んでいない状況にある。

よって国においては、国民の生命、身体及び財産を火災から守るため、消防用設備等の適正な点検の実施と当該業界の担い手の育成や確保を目的とする消防用設備等の保守点検業に係る業法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

業法ってなに？

- 業法とは、適正な業務実施の確保により公共の福祉の増進に寄与することを、目的とした法律のこと。
- 静岡県では、消防用設備等保守点検業に係る業法制定の要望が、2018年7月、県民の要望になった。